

蒲郡市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、市の意思決定過程における透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市の基本的な政策等の意思決定過程における市民参加の機会を拡大することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の案を事前に公表して、市民等から広く意見を求め、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う市長並びに消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 前項各号に掲げるもの（以下「政策等」という。）の策定に当たり、法令等によりこの手続に類似した意見聴取の手続が定められているもの
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
（政策等の案の公表）

第4条 実施機関は、政策等を公表しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定を行う前の適切な時期に政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により、政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案についての実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
（公表方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 次に掲げる場所での閲覧
 - ア 市役所情報公開コーナー
 - イ 実施機関の担当部署
 - ウ 蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第32号）第2条に規定する公民館
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
（周知）

第6条 実施機関は、政策等の案を公表するにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を広報がまごおり、市のホームページ及び市公式LINEアカウントに掲載し、並びに蒲郡記者クラブへ記者リリースすることにより、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するものとする。

- (1) 政策等の案の名称及び概要
- (2) 政策等の案の入手方法

- (3) 政策等の案に対する意見の提出先、提出方法及び提出期限
(意見の募集及び提出期間)

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の期間を設けて、意見を募集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を30日未満とすることができる。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) 前各号に規定するもののほか、実施機関が適当と認める方法

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

(提出された意見の取扱い)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）第6条第1項に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

- 3 前項の規定による公表については、第5条の規定を準用する。

(実施状況等の公表)

第10条 市長は、パブリックコメント手続に関する案件について次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、市役所情報公開コーナー及び市のホームページにより市民等に公表するものとする。

- (1) 意見募集を行っている政策等の案の名称及び意見募集期間
- (2) 意見募集が終了した政策等の案の名称及び意見募集期間

- (3) 意見募集を予定している政策等の案の名称及び意見募集予定期間
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次に掲げる政策等について適用する。
 - (1) この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後実施機関が策定を開始する政策等
 - (2) 施行日前に策定を開始し、施行日以後に策定の意思決定を行う政策等であつて、実施機関がパブリックコメント手続の必要があると認めるもの

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成27年4月1日以後に公表を行うパブリックコメント手続から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月12日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成30年11月12日以後に公表を行うパブリックコメント手続から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月6日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定は、令和元年11月6日以後に公表を行うパブリックコメント手続から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和4年11月24日以後に公表を行うパブリックコメント手続から適用する。